

佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業費補助金交付要綱

平成11年9月17日付け農計第759号

平成25年4月1日付け農整第1760号

平成27年7月10日付け 農整第646号

最終改正 令和2年3月26日付け 農整第3028号

佐賀県農林水産部長

(趣旨)

第1条 知事は、土地改良施設の適正管理と農業用水の安定供給を図るため、基幹的水利施設等の緊急補修を行う市町又は土地改良区(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(対象施設)

第2条 国、県営土地改良事業によって造成された次に掲げる施設とする。

- ① ダム及びその附帯施設
- ② ①に直結する幹線管水路(パイプライン)
- ③ ②以外の管水路
- ④ 揚水機場
- ⑤ 排水機場及び排水樋門

(採択基準)

第3条 前条に掲げる施設の予測不可能な突発的な事故、故障等により緊急的な復旧、補修を行うものであって、次のすべてを満たすものとする。

- ① 単年度で事業完了するものであること。
- ② 他の補助事業による対応ができないものであること。
- ③ 緊急的に復旧、補修を行わなければ第三者に甚大なる被害を及ぼす恐れのあるもの又は施設の適正管理、農業用水の安定供給が妨げられるものであるもの、その他知事が特に必要と認めたものであるもの。
- ④ 事業費が40万円以上であること。但し、前条③及び④においては、事業費が20万円以上であること。
- ⑤ 前条③及び④の事業主体は、土地改良区とする。

(交付の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は次のとおりとする。

① 補助対象経費

前条により採択された事業に必要な経費とする。

なお、事業費は、当該補助事業の工事のために直接必要な本工事費及び測量試験費の合計額とする。

② 補助率

2分の1以内

(事業採択等の手続き)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業採択申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、提出された事業採択申請書等を審査のうえ、予算の範囲内で事業の採択を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請者の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は40日とする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 第6条の規定により申請した申請書の記載事項に変更を加えようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、工種毎の事業費の30%未満の軽微な変更についてはこの限りでない。

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙(「佐賀県ローカル発注促進要領」(平成24年10月9日付))のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 第11条に規定する期間内に知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

2 前項第2号の規定により、知事の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(調査)

第8条 補助事業者は、この事業の実施状況について随時県の調査依頼に応じるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する事業報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、毎年度3月31日(補助金が全額概算払いで交付された場合は、翌年度4月30日)とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第10条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

2 この補助金は、補助事業者から概算払いの請求があり、知事が必要と認めたときは、概算払いにより交付することができる。

3 前項の規定により、概算払いを受けようとする場合の補助金概算払い交付請求書は、様式第6号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。)に定められている耐用年数に相当する期間とし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。

(書類の経由)

第12条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。

附則

1 この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。